

ヒルフェ通信(8月号) ❀そっと寄り添いやさしくサポート❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆「成年後見事件の概況ー平成28年1月～12月ー」より

成年後見関係の申立件数は、34,249件で対前年比1.5%減となり、保佐類型(4.7%増)以外は、各類型とも微減となっています。ただし、成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で203,551人(前年は191,335人)であり、対前年比は6.4%増、各類型ごとの利用者数も5～10%程度の増加となっています。

申立人と本人の関係では、本人の子が最も多く全体の29.1%を占めているものの、減少傾向は続いており、逆に首長申立ては18.8%増で、件数は6,466件(7.9%増)となっています。

成年後見人等と本人の関係では、親族が28.1%(昨年は29.9%)、親族以外の第三者が71.9%(前年70.1%)と第三者への移行はますます顕著になっています。その中でも市民後見人は件数は264件と少ないものの、前年比18.9%増加しています。行政書士の受任件数は799件と、昨年(822件)より減少となりました。

また、申立の主な動機について、ここ数年は預貯金の管理・解約が最も多く、次いで介護保険契約(施設入所等)という状況が続いておりましたが、今回は2番目に多い主な動機として、身上監護が12,768件(前年8,951件)と増加し、介護保険契約の6,619件(前年11,588件)を大きく上回りました。

制度の利用者は増えていますが、認知症高齢者の推定人数からはほど遠い数値であり、申立件数の減少からも、より制度の周知が不可欠となっています。成年後見制度利用促進法も施行され、ヒルフェも制度の周知に貢献したいと思えます。

※ %表示はすべて「約」を省略しています。



◆「日本成年後見法学会第14回学術大会」レポート②

2「本人の意思の尊重と身上配慮義務の明確化(JR東海事件最判及び徘徊対応を経験した事例を踏まえて)」南方美智子(行政書士/札幌在)

《本報告は》徘徊する高齢者に関する身上監護の難しさを示すJR東海事件最判と報告者が経験した徘徊対応の2つの事例を参考に、成年後見の現場における身上配慮義務の具体的内容を明らかにするため、「後見人が自らすべきことは何か」を探ろうというもの。

具体的には次のとおり。

①JR東海事件;認知症高齢男性A(91歳)が愛知県自宅から徘徊してJR電車に乗り、下車駅で排尿のためホーム下において列車にはねられ死亡。JR東海がAの妻(当時85歳)と長男(当時20年以上、横浜に別居中)に対し、民法710条・714条に基づく損害賠償を請求。(注目事情;Aの介護について親族で話し合いの後、長男の妻が横浜からA宅近くに転居して中心的な介護。長男は月3回週末に横浜からA宅を訪れ妻の報告を受けていた。後見人への選任はない。)

平成28年最判はいずれも責任を否定。

理由;Aの妻も長男も法定監督義務者には該当しない。しかし、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合、「準すべき者」に該当。その判断は、諸事情を総合考慮し「現に監督しているか」「監督することが可能かつ容易である」など衡平の見地から行い、本件では妻も長男も「準すべき者」に該当しないと判断。(長男につき「準すべき者」に該当するが、義務を怠らなかったので責任なし、との少数意見あり)

本最判の事案につき、報告者は《成年後見制度利用の視点から》、『後見制度を相続の前哨戦のように利用するのではなく』とこだわり、「真摯な親族」(本人の意思を尊重し身上に配慮して本人に寄り添う者の表現)が、事実上の後見人として介護体制を構築して徘徊対応をしていたと理解。

また、Aの意思を尊重して、行動の自由が少なからず制限される特養ホームへの入居は難しい選択とも指摘。

そして、仮に長男が後見人に選任されていた場合、家裁に蓄積された知見を享受できたであろうと推定しつつ、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情は認められず、準すべき者とならないと理解したいとする。(理事 高橋進)

※「報告者が経験した徘徊対応の事例」は次号以降に掲載します。

